

## 短期入所生活介護重要事項説明書

### 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-556-1411 (午前8時30分～午後5時30分まで)

主任生活相談員 森 昌 彦 (内線75番)

生活相談員 的 場 順 子 (内線76番)

生活相談員 生 駒 勇 一 (内線78番)

生活相談員 是 智 香 (内線78番)

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

尚、夜間は宿直者、夜勤者が対応致しますが、翌日ご連絡、ご相談承ります。

### 2. みずほ園の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類

事業者番号	1372400356
事業所名	特別養護老人ホーム みずほ園・併設短期入所生活介護事業
所在地	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎922番地1

#### (2) 施設の職員体制

基準に示された所定の職員を配置する

管理者	1名	看護師	5名以上
医師	2名基準外	介護職員	58名以上
生活相談員	2名以上	看護師と介護職員合わせ常勤換算 3 : 1	
管理栄養士	1名以上		
機能訓練指導員	2名以上		
介護支援専門員	2名以上		
事務職員	6名基準外		
調理員	15名基準外		

#### (3) 設備の概要

定員	4名	静養室	1室
居室 個室	4室	医務室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
		談話室	1室

(4)短期入所生活介護サービスは、みずほ園職員がサービス提供します。又、使用する部屋は前記の個室(4室)とホーム空ベット多床室(相部屋)になります。

**3. ご利用場所** 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎922番地1  
特別養護老人ホーム みずほ園

#### 4. サービス内容

- (1) 食事 朝食 午前8時～  
昼食 午前12時30分～  
夕食 午後6時～
- (2) 入浴 原則として、週に最低2回入浴していただけます。  
ただし、身体の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
- (3) 介護 ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。
- ・食事介助
  - ・口腔ケア介助
  - ・着替え介助
  - ・排泄介助
  - ・おむつ交換
  - ・施設内の移動の付き添い
  - ・体位交換
  - ・レクリエーション
  - ・シーツ交換 等
- (4) 健康管理 短期入所生活介護の利用初日に簡単な健康チェックを行います。

## 5. 利用料金

### (1) 基本料金

#### ① 施設利用料(1割負担の方の1日あたりの利用料金)

居室は従来型個室を使用しますが、満床でホームの空ベットで多床室(相部屋)をご利用いただく場合があります。

要介護度1	1日	616円
要介護度2	1日	687円
要介護度3	1日	761円
要介護度4	1日	833円
要介護度5	1日	903円

※介護保険負担割合証が2割の方は約2倍。3割の方は約3倍の利用料負担となります。

#### ②加算

機能訓練指導員配置加算	1日	12円
看護体制加算	看護体制加算Ⅰ	1日 4円
	看護体制加算Ⅱ	1日 8円
夜勤職員配置加算Ⅰ(イ)	1日	13円
夜勤職員配置加算Ⅲ(イ)	1日	15円
個別機能訓練加算	1日	58円
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	1日	207円
若年性認知症利用者受入加算	1日	124円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日	3円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日	4円
緊急短期入所受入加算(7日を限度)	1日	93円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)〈原則3月に1回を限度〉	1月	103円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月	207円
	個別機能訓練加算を算定している場合	1月 103円
在宅中重度者受入加算		
	看護体制加算Ⅰを算定している場合	1日 435円
	看護体制加算Ⅱを算定している場合	1日 431円
	看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合	1日 427円
	看護体制加算を算定していない場合	1日 439円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日	19円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×83/1000)	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×27/1000)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×16/1000)	
送迎加算	片道	212円

※上記加算については、個別にサービス提供を行った場合に、それぞれが加算されます。

③食事提供費		朝食	344円
		昼食	797円
		夕食	489円
④滞在費	従来型個室	1日	1,231円
	多床室	1日	915円

※負担限度額認定を受けられた方は、認定証に記載している負担限度額が一日の最大金額となります。(③・④に限る)

⑤ その他

・個人が必要とされる日用品等は自己負担となりますので、入所時にご用意下さい。

(2) 支払方法

利用料のお支払方法は、口座自動振替が基本となります。この時の振替手数料は施設が負担いたします。

やむを得ない場合は、現金でのお支払いもできます。

また、施設指定口座への振込でも結構です。この場合は、振込手数料は利用者様のご負担となります。

6. サービスの利用方法

サービスの利用申し込み

- ・ケアプランの作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。
- ・最初のご利用期間決定後、契約を締結いたします。尚、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用される個々人の心身の状態やそのご希望にそって、生き甲斐ある豊かな生活への自立を支援するサービスを基本指針とします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
職員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	ご家族の同意を得て行っています
変更・追加の申し込み方法	有	
その他		

### (3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会  
なるべく午前9時から午後6時頃迄にお願いします。  
面会票にご記入の上、フロアーの職員にお渡し下さい。
- ・喫煙  
所定の場所をお願いします。
- ・所持品の持ち込み  
ご用意していただく物は、別紙をご参照下さい。
- ・施設外での受診  
かかりつけ医への受診はご家族をお願いします。緊急時は  
協力医療機関へ受診します。
- ・宗教活動  
施設内での宗教活動はご遠慮下さい。
- ・ペット  
ご遠慮下さい。

## 8. 緊急時の対応方法

ご利用者の容体に急変等があった場合には、ご家族又は緊急連絡先へ連絡致しますので、主治医に連絡する等必要な措置をお願いします。但し、緊急な場合は救急指定の協力医療機関に受診します。

緊急連絡先	
ふりがな	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医 師 名	
住 所	
電話番号	
医療機関	あきる台病院 あきる野市秋川6-5-1

※医師等からの指示があった時は、速やかに対処して下さい。

## 9. 非常災害対策

- ・防災時の対応  
職員・消防団・近隣住民により避難・初期対応の後、消防隊へ
- ・防災設備  
非常通報装置、消防署へのホットライン、スプリンクラー設備、  
室内消火栓等
- ・防災訓練  
毎月1回避難訓練等実施
- ・防火責任者  
事務長 宇津木 聡

## 10. サービスの苦情対応

### ①短期入所生活に関する相談・要望・苦情担当

担当 苦情解決委員会受付窓口 森 昌 彦 他

尚、苦情の解決については施設内に設置する苦情解決委員会で検討し、その結果について、ご報告させていただきます。

### ②その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村名 瑞穂町役場

担当 福祉部高齢課 電話042-557-0594

東京都国民健康保険団体連合会

受付時間(土・日・祝祭日を除く) 午前9時から午後5時まで

苦情相談窓口専用 電話03-6238-0177

## 11. 当施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 常盤会
代表者役職・氏名	理事長 丹 下 光
本部所在地	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎922番地1
電話番号	042-556-1411
定款の目的に定めた事業	1、第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 2、第二種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービスセンターの経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営 (ハ) 老人居宅介護等事業の経営 (ニ) 障害福祉サービス事業の経営 (ホ) 保育所の経営 (ヘ) 地域活動支援センター事業の経営 3、公益事業 (1) 居宅介護支援事業 (2) 地域包括支援センターの経営
施設・拠点等	1 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム みずほ園) (指定番号 1372400158) 2 併設型短期入所生活介護事業(特別養護老人ホーム みずほ園) (指定番号 1372400356) 3 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム ときわぎ国領) (指定番号 1374201612) 4 併設型短期入所生活介護事業(特別養護老人ホーム ときわぎ国領) (指定番号 1374201604)

- 5 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム ときわぎ世田谷)  
(指定番号 137125730)
- 6 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム ときわぎ世田谷)  
(指定番号 137125730)
- 7 指定通所介護事業(高齢者在宅サービスセンター みずほ)  
(指定番号 1372400018)
- 8 指定通所介護事業(老人デイサービスセンター ときわぎ国領)  
(指定番号 1374201596)
- 9 指定訪問介護事業(高齢者在宅サービスセンター みずほ)
- 10 指定訪問介護事業(ホームヘルプステーション ときわぎ国領)
- 11 指定居宅介護支援事業者(高齢者在宅サービスセンター みずほ)
- 12 指定居宅介護支援事業者(高齢者在宅サービスセンター ときわぎ国領)  
(指定番号 1374201588)

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎922番地1

名称 特別養護老人ホームみずほ園 (事業所番号 1372400356)

説明者 所属

.....  
印  
.....

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受け同意します。

利用者 住所

.....  
氏名

.....  
印  
.....

(ご家族) 住所

.....  
氏名

.....  
印  
.....